

平成22年(壬)第4号 仮処分異議申立事件

債権者：久木野 憲司

債務者：長崎県公立大学法人

準備書面(1)

平成22年6月3日

長崎地方裁判所 御中

債務者代理人弁護士 福田 浩 久

同 木 下 健太郎

同 野 上 恭 史

保全異議反論書に対する認否・反論は以下のとおりである。

第1 保全異議反論書第2に対する認否・反論

1 同1について

債務者は、「本件懲戒処分対象事実が無断欠勤及び職務命令違反であったこと」を本件仮処分命令が認定していると主張しているのであり、本件仮処分命令が事実の存否について認定していると主張しているわけではない。

2 同2について

債務者は、「本件処分は有効か否か」という本件争点の判断のための当事者間の攻撃防御の中心は「無断欠勤(勤務時間内の兼業従事)の日及び時間数」ではなく、「勤務時間内の兼業従事の妥当性」だったと主張しているの

である。

3 同3について

(1) 同(1)について

債務者は、債権者に対し、再三にわたって兼業従事状況確認の必要がある旨を伝えて、兼業従事状況報告を要請していたのであり、債権者は本件処分対象事実を十分に理解していた。今後、債権者と債務者間のやり取り等について、さらに詳細な主張を行う予定である。

(2) 同(2)について

債務者は、懲戒事由の特定・立証を不要と主張するものではない。債務者の主張の主旨は、前述のとおり債権者が勤務時間内の相当日数兼業に従事した事実自体には争いがない本件では、争いのない事実だけでも懲戒事由としては十分であるという点にある。

4 同4, 5及び6について

「人並みの生活」とは、

である。

第2 保全異議反論書第3に対する認否・反論

1 同1について

債権者が引用する疎甲94については、一般論の部分は認否しない。以下、必要な範囲で反論する。

(1) 同1(1)について

地方公務員法の身分保障原則は地方公務員としての地位を有していることにその根拠があるのであるから、公務員としての地位にない法人化

後は、法人の就業規則に則った処理をすべきことは明らかである。また、債務者懲戒規程を本件に適用することは違法ではない。債権者は、同規程を本件に適用することが手続的正義に反すると主張するが、具体的に債権者に生じる不利益を明らかにされたい。

(2) 同 2 (2) (3) (4) について

債務者が裁量労働制を採用しなければならない法的義務はない。債権者は、債務者が裁量労働制をとっていないところに問題の発端があると主張するが、債権者が主張する裁量労働制の趣旨は、教育研究という大学教授としての本来の業務の特性を考慮したものであって、本件のように本来業務とは別個の兼業が問題となっている場合とは議論状況が異なる。自ら行った兼業従事許可申請に対する兼業従事許可を受けていた債権者は、兼業従事許可の範囲内でのみ兼業に従事できたことは明らかであるから、債務者において裁量労働制・時間労働制のいずれを採用しているかは本件処分の有効性の結論を左右するものではないことはそのとおりである。

そもそも、仮に、債務者による労働時間管理に不十分な点があったとしても、そのことによって、債権者の兼業従事許可違反行為が正当化されることはあり得ないのである。

(3) 同 (5) について

無断欠勤の解釈については争うが、債権者の解釈を前提にしても、債権者には相当数の無断欠勤があったことは明らかで、懲戒事由が存することは明らかである。

この点、債務者から債権者破産管財人に対する無断欠勤分の賃金に関する不当利得返還債権の債権査定申立事件（基本事件：平成21年（フ）第179号）について、債権者の無断欠勤を認め、債務者の査定申立額全額の査定をした決定が確定している。（乙第34号証）

なお、債務者の就業規則において、職務に専念する義務を規定することが何ら違法でないことは言うまでもない。

(4) 同(6)について

債権者の債権者に対する職務命令は、債権者の労働時間管理からは直接把握できない債権者の兼業状況を確認することが目的であり、兼業従事許可者である債務者からの適法な職務命令であることは明らかである。また、債務者からの職務命令に対する債権者の回答は、兼業従事許可を受けて兼業に従事する者としての報告を拒否する不合理なものであった。

(5) 同3(2)(a)について

前述のとおり、自ら行った兼業従事許可申請に対する兼業従事許可を受けていた債権者は、兼業従事許可の範囲内でのみ兼業に従事できたことは明らかであり、仮に、債務者による労働時間管理に不十分な点があったとしても、そのことによって、債権者の兼業従事許可違反行為が正当化されることはない。また、教育研究という大学教授としての本来の業務とは別個の兼業が問題となっている本件で、債権者以外の教員に関する事情を同列に論ずることも適当ではない。

(6) 同3(3)について

債権者は、自ら兼業従事許可申請を行い、それに対する兼業従事許可を受けていながら、兼業従事許可違反行為を反復・日常化させ、さらに、兼業従事許可者である債務者からの兼業従事状況報告の職務命令を合理的な理由もなく拒否したのであり、このような債権者の懲戒事由は重大なものであるから、本件処分は相当である。

(7) 同3(4)について

ア (a)について

債務者懲戒規程を本件に適用することは違法ではない。同規程は、債務者における懲戒手続規程として作成されたもので、債権者の処分のた

めに作成されたものではない。

イ (b) について

平成21年8月31日に出席依頼書を手交した段階では、既に上記の職務命令等を通じて、債権者に対し、兼業従事状況の確認を行う必要がある旨を再三にわたって伝えていたのであり、実質的には、債権者には十分な準備期間があったものである。懲戒規程が有効であることも前述のとおりである。また、調査委員会及び教育研究評議会に弁護士を同席させる規定はなく、実質的にも、事実確認のための会議に弁護士の同席がないことによる不利益はない。地方公務員法の身分保障原則は地方公務員としての地位を有していることにその根拠があるのであるから、公務員としての地位にない法人化後は、法人の就業規則に則った処理をすべきことも前述のとおりである。

(8) 同4は争う。

2 同2について

[REDACTED]

3 同3は争う

以上